六　発行額　額面金額で二兆八千五十六億七千万円

イ　価格競争入札発行　額面金額で千九百四十二億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二兆八千五十一億八千五百八万千七百五十円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　千九百四十一億六千六百四十万三千四百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　額面金額百円につき九十九円九十八銭二厘五毛以上のそれぞれの応募価格

十　発行日　平成二十三年五月二十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭二厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭二厘七毛

十二　償還期限　平成二十三年七月二十五日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十三年五月二十五日

○財務省告示第百九十二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年五月三十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年六月八日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百九十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千百六十億八千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千五百三十八億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆四千百四十九億三千六百七万二千七百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千五百三十七億八百三十六万五千八百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十三年五月三十日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘一毛

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘以上のそれぞれの応募価格

十二　償還期限　平成二十三年八月二十九日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十三年五月三十日

○文化庁告示第三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として神奈川県を指定する。

平成二十三年六月八日

文化庁長官　近藤　誠一

（絵画の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
絹本著色十二神将像　十二幅	明治四十三年内務省告示第百十一号	宗教法人称名寺	神奈川県横浜市金沢区金沢町二二二―一

（書跡・典籍の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
称名寺聖教　一万三千二十七点	平成十八年文部科学省告示第七十八号	宗教法人称名寺	神奈川県横浜市金沢区金沢町二二二―一